

1. 日時 平成27年1月26日(月) 15:00~17:00

2. 場所 第4合同庁舎12階 共用1214会議室

3. 出席者

(委員) 中村洋一委員(部会長代理)、前田栄治委員、樋浩一専門委員、後藤康雄専門委員

(審議協力者) 宇南山卓財務総合政策研究所総括主任研究官、総務省、財務省、文部科学省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行

(事務局) 清水内閣府大臣官房統計委員会担当室政策企画調査官、小森総務省政策統括官(統計基準担当)
付統計企画管理官、丸山内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、酒巻国民経済計算部長、多田企
画調査課長、谷本国民支出課長、渡邊国民資産課長、小此木分配所得課長

4. 議事

国民経済計算次回基準改定に向けた対応について

- 金融資産分類の拡充・細分化、金融機関の内訳項目の精緻化 -
- 私立学校の制度部門上の位置づけ -

5. 議事要旨

(1) 資料1のうち「金融資産分類の改定」及び「金融機関の内訳項目の精緻化」について、事務局から説明が行われた。委員等からの意見・質問は以下のとおり。事務局案に対して反対意見は特になく、事務局案につき部会として了承された。

- ・ 定型保証の産出額の記録では、「債務肩代わり」が控除項目となるが、定型保証の場合は大数の法則が働かないこともあるため、産出額がマイナスになることもありえるという理解でよいか。
⇒ 定型保証は、住宅ローン等のような大数の法則が成り立つものを対象にする。景気変動によっては、住宅ローンを返済できず、債務肩代わりが発生し、個々の保証機関でみれば産出額がマイナスになることもあるかもしれないが、全体としてみれば産出額がマイナスとなるまでは至らないのではないかと思われる旨、回答。
- ・ 東日本大震災発生時における非生命保険の対応と異なるのか。
⇒ 東日本大震災発生時には、2008SNA マニュアルにおける巨大災害発生時の取扱いに関する勧告を踏まえ、現行JSNAにおいて、当該支払保険金について非生命保険会社から保険契約者に対して経常移転ではなく資本移転が行われたという扱いにした。定型保証について、どのように対応するかは、発生要因を勘案し、その都度判断していくものである旨、回答。
- ・ 住宅ローンについては、サブプライムローンのような問題が発生した際には、大量に債務の肩代わりが発生し、産出額が大きく減少してしまう可能性があるが、大震災時と同様に扱うのか。
⇒ ①住宅ローン等については、資金循環統計を担当している日本銀行とも相談し、大数の法則が働くものとして定型保証と位置づけていること、②非生命保険について支払保険金を資本移転

- として扱う要件として巨大災害のように壊滅的な損失が発生することが挙げられていること、
- ③その上で、定型保証の基本的な記録方法は本日ご説明した記録方法としつつ、実際にそのような問題が発生した場合の対応は実務の中で事案に応じて適宜検討・判断していく旨、回答。
- ・金融資産分類及び金融機関の内訳項目共に、日本銀行の資金循環統計とも整合的なのでユーザーとしては好ましい。

(2) その後、資料1のうち「私立学校の制度部門上の位置づけ」について、事務局から説明が行われた。委員等からの意見・質問は以下のとおり。事務局案に対して意見が大きく分かれたため、事務局案につき、部会として次回基準改定で見送ることが了承された。

- ・我が国において、国公立学校と私立学校において提供されるサービスは共通な部分が多いにも関わらず、JSNAにおける産出額の計測が、国公立学校の場合は費用積上げ、私立学校の場合は授業料と異なるということには違和感がある。我が国の場合、小中高等学校では、国公立であっても私立であっても、学習指導要領により、全国で一定の水準の教育が受けられる形となっており、私立学校の教育サービスは特色があるものの、基本的なサービスは共通なものがあるとする。大学についても、私立は、国公立と同様に質量ともに十分な教育サービスを提供し重要な役割を果たしており、受験生も、私立を受験先に選択する際、費用に見合ったものと大きく異なるサービスが提供されているとは認識していないのではないか。また、計測方法の変更は、国公立の先生の給料はそのまま付加価値にカウントされる一方、私立の先生の給料は直接付加価値として用いられないことになる。
- ・高等学校等就学支援金制度について、制度変更があってもGDPに影響がないようにするという事務局の提案は、一定の改善に資するものと評価するが、私立学校を市場生産者（非金融法人企業）に変更しなければ、このような対応も必要ない。
- ・SNAマニュアルは、重要な基準ではあるが、各国は実態に応じて柔軟な対応をとれるのではないかと。市場生産者について、SNAマニュアル上、「生産費用の少なくとも半分になることが期待される」とあるが、これは、十分条件ではなく、必要条件ではないかと思われる。
- ・SNAマニュアルに忠実に従えば、事務局案のような整理になることは理解できる。ただし、一般の方に、このような整理になる理由を説明しようとしても、中々伝わりにくいのではないかと。マニュアルには、同じような財・サービスが市場と非市場で供給されている場合、それらは質が異なる、との記述があるが、これに従うと、事務局案では、国立と私立との間で提供するサービスの質が異なるということになる。しかし、そのような説明は一般のユーザーの方には受け入れられにくいのではないかと。
- ・また、消費者が請求された価格に基づいて需要を調整するとあるが、多くの私立大学では、授業料を見て需要している人が定員よりも多いが、かなりの人が試験で振り落されている。しかし、需要量に合わせて授業料を設定すれば、現在より高くすることも考えられる。現実にはそのようなことをしないのは、高い授業料だけを払える人だけが入学できるのは社会的にみて好ましくないということから、補助金が出ていると考えることもできるのではないかと。
- ・高等学校等就学支援金制度の扱いに関する事務局案は工夫されていると思うが、補助金で機関

に渡すのか、家計に直接渡すのかは建前の違いであり、実際には大きく変わらないと考えられる。SNA の考え方としては、経済的効果が同じであれば、擬制をしてでも同じような取扱いにするということは適当ではないか。

- ・なお、本事項とは直接関係はないが、新たな基準に基づく遡及について、長期にわたって行うのは非常に困難であるのは重々理解しているが、ユーザーとしては、バブル崩壊前を含めてできるだけ長く遡及して頂きたいという要望はある。
- ・本件については、総合的に判断をしていくべきことだが、SNA の国際基準の原理原則を重視することもユーザーとして意義あることと考えるため、事務局案を支持する。
- ・市場価格での評価を厳密に行うことが、SNA の体系の中でも重要な考え方の一つである。各国の事情に応じて国際基準に例外が認められてはいるが、各国が柔軟に対応しすぎると却って分かりにくくなり、国際比較をする際、ユーザーにとっても混乱が生じる可能性があるのではないか。
- ・国立と私立との間で教育の計測が異なる等について違和感があるとの意見については、個別の学校を想像すると認識を共有する部分もあるものの、国公立学校全体と私立学校全体として捉えた場合には、経済活動としてみた場合に性格の違いがあるとも言えるのではないか。このように価値判断にも関わる部分については、SNA の国際基準の基本に立ち戻ってよいかと考える。
- ・諸外国との比較可能性が下がることについては、個別の財・サービスを比較する際、SNA だけではなく、恐らくより詳細な業界統計を用いて行うことが一般的と思われる。その意味で、SNA においては、体系全体の整合性を重視すべきではないか。
- ・また、市場関係者の立場としては、今回の変更によって GDP（水準）が 0.4%程度減少するという点については、過去の基準改定における改定率を踏まえると、殊更許容しがたいものでもない。また、市場関係者が重視するという意味では「変化率」が重要であり、過去にわたっても遡及されるのであれば、系列に断層が生じず、変化率にはほぼ影響がないと考えられる。
- ・事務局案に賛成の立場であり、国公立大学については、授業料が安いからというよりも、研究活動のウェイトが高いため、国公立大学は 50%基準をクリアできていないということではないか。その意味で言えば、国立大学と私立大学の違いは、研究開発のウェイトの違いということで説明がつくのではないか。国立大学における授業料では賄えない部分が、仮に研究開発のアウトプットで説明できるのであれば、現状、足らざる部分を自己最終消費支出しているところ、その一部は総固定資本形成に計上されるとするのが自然である。
- ・初等中等教育の場合、私立と国立との間で扱いが異なるとするのは自然であろう。高校は微妙ではあるが、高校だけを切り分けるのが難しいということであるため、教育全体として私立と国公立とで扱いが異なることについては、違和感はないのであろう。
- ・市場生産者としての学校については、SNA マニュアルにおいて多々記載がある。市場生産という場合、料金が主として生産コストを考慮して決められ、需要に影響を与えるということが要件になっているが、需要と供給の関係で料金が決まるということまでは求められてはいない。料金がある程度高くて、それが明らかに需要に影響を及ぼしている場合、市場生産者とするとし

ている。したがって、助成を前提としながらも採算を考慮することを前提とする私立学校、一方で、予算によって自由度が縛られている国立大学とでは、その性質は異なるものであり、区別されて然るべきではないか。

- ・また、私立学校は、NPI であるため、個人や企業、政府等から寄付を受けることがあるが、その寄付を積み立て、財産を得て、そこからの財産収入を用いて、平均費用を下回るような授業料で運営することもあり得る。SNA マニュアルでは、そのような運営をする団体は、非常に高い質のサービスを供給するため、財産所得を活用するのであっても、授業料が生産コストによって決められ、需要に影響を及ぼすのであれば、市場生産者にしなければならないとされている。
- ・50%基準は守らなければならないということではないが、日本の私立学校の場合は 70%もあり、50%よりも明らかに高く、また、一時的ではなく一貫して 50%を大きく上回っている。
- ・引き続き、私立学校を NPISH とするのであれば、極めて特別な理由が必要と考える。その理由として、国公立と私立との間で産出の計測方法が異なることに懸念があるという点が挙げられているが、この違いは見かけ上の違いに過ぎないと言える。つまり、現行 JSNA の産出額は「生産者価格」（生産物に課される税を含み補助金を控除したベース）で計測されるが、私立学校の産出額について、「基本価格」ベース（生産者価格から生産物に課される税を控除し、補助金を加算するベース）として授業料等に助成分（補助金）を加算した形で国公立と比較するという点であれば一定の理解を得られると考える。ただし、現在の統計体系の下では、次回基準改定も含めて、JSNA を基本価格で作成することは困難となっている。「基本価格」ベースの実現可能性も踏まえつつ、将来的に再度私立学校の位置づけを検討するということも考えられる。
- ・以上の議論を踏まえ、部会長代理から、「本件については、色々ご意見があったが、私立学校の位置づけを現行の非市場生産者（NPISH）から市場生産者（非金融法人企業）に変更するという事務局案については、国際基準である 2008SNA における市場・非市場の区分の考え方に沿ったものであり、また、政府関係諸機関に関する現行 JSNA の取り扱いとも整合的なものという点は認められるかと考える。これは JSNA の体系全体として国際比較可能性に資するものではあるが、一方で、事務局案に対しては、複数の委員から、教育という特定のサービスについて、その供給主体が民間か公的かによって結果として産出額計測の在り方が異なることになるという点について懸念が表明され、意見が大きく分かれたものである。このため、本部会の意見としては、次回基準改定においては本事項への対応は見送ることとし、必要に応じて、次々回の基準改定に向けた作成基準の変更の機会に再度議論するとする。」との取りまとめがあり、了承された。

6 次回の予定

次回部会は 3 月上中旬で調整中であり、議題については、答申案が中心となる予定である旨、事務局から説明した。

※ なお、本議事要旨は速記版のため、事後修正の可能性があります。